近世女風俗考

全

慶英文庫
昭和多賀藏
秋齋文庫
陽南氏博書之印

裏雨いとちあやうまでふりうる雨戸おとつれて
入まりしを知電話せやをとうしの書とり
出されたる軒のうへに紙を貼門前年
ちかつみある三十三年さまざまけものすがた
奮の踏びみ有と青柳の髪乱れたるなく
とき方ひられは梯田川のほとり近き有沼の陣の
生川春明大人のもの世られ近世女風俗考

あるよ殺さき、思ひ出せと今八五年とせあまりの
昔よあんの大人さの書携へて先師柳之翁の
許よまり樹来まさんと謀りしをりおのれ梅美も
言の葉かたらひしことあり世さはる事共
以て来てこの稿おもうまく翁の歌壇木と
なりあまさへ八重山吹の支垣を久くう備へて
はてハその物さえ失ひきいかほれ梅の
香の嵐よ軒端をれて花も実も詩歌の
心地すとさいつ頃すとるかりよ春さかこち
たりしう如何ある宝よりとり出さるんこたひ
此書板を彫らまるとて四季西のりもあれは
猶多せらと先ほるそを再ひ花きく妻の山
笑めるう如く大人や翁のまきまんとそろま
そ面如けまみあるる思ひ出ひ嬉さ野辺の

出華の始てとりあつまめくあんもと
侍る

雨降の山うり富士の雪の積る辰のとし
やうもはひとあまつりのあしたに

四方山人　梅亮　時年七十八

保書

生川春明翁傳

大槻修二識

神風の伊勢乃國安濃郡津に生川春明と呼ぶる翁ありし名を正氏
といひ通稱三良助なり又氏の稱呼を通はして鳴川とも稱せり
世こうしに岩田町に住む藥をうぐ商人なり幼きよりて書よく畫ぐ
ことを好み俳諧より和歌に入りて言靈の奇しき玄悟りやうて
同國山田なる足代弘訓大人の弟子なりて心を詞八衢の學に潛むる
こと數十年旁ら西洋の語法をもとり奈へ考へ原ねて言格を定めて
輒の響と以て書百卷をその考へり爲常に云ふやう所國の言靈まで
てうをそなるぞ其用のさまをもへ差へばば雅言よりまれ俗言ようまで漢語
も洋語もそれぞれの妨なくんと開化文章論皇國語學自在言葉二

跋、和蘭活詞考等の著あり其多年蘊蓄せる所の学識を示しまつる乃
なり又祖翁俳句係詞俳人大系圖、俳諧古物語、近世女風俗考、同男
風俗考、奇迹職人考、及び好間奇賞、好間漫録等は著書なり又政
り天保より江戸に遊び山東京傳、柳亭種彦の諸子と友たり翁の性
既に如かるのごとくなるまゝに父清八郎は世を嘆じ終に朝夕たゞ筆
硯に對するのみ四十二歳のとき父より別を子息武助年僅に十五なるまゝに
止むことを得ず家の業をなりしの安政の紀元より妻松林氏
に先だたれ世にうとくなりしかも不深けるまゝ次に年家を武助に
讓り髮おろし只管畫にのみ事はじめ年月を送りるとい翁ご五
十二歳のとき初め翁又手工にたゞみありて常に左手にて彫

刻ふでにてなる又久中風にて寫真鏡の技術を學び居りしが
明治の後その技術を業乃助けとなしたりとの翁年齢に高く
八十七歳と云ふ歳の八月七日身まかりぬ明治二十三年にて
教圓寺と云ふる御寺に葬る翁は清淡にして寡慾なり喜怒も色
に顯さゞ名は世に立つことを欲せざるまゝに猥りに人と交るを好まず
好まず又金錢など借らんとせざりのみならず固く執りて肯ずに親族
故舊の人こゝろざし難きものに借し與ることなかりし返濟の期を
過し其約を踐まざれば早くも思ひ定めて又其手の家資を減ら
しまつると曰ひ券書に墨びきして其償を責めざるとの其人となり
思ふべし

如電子曰く明治二三年のころ余はすまひて伊勢の津白子などよ
りもどりて岩田氏の樓にて幾度と吹ふを知るべ常に寫真
とかける門標を見て如何なる人ぞやとのぞきて風流此業にはげ
む怪しつて居るうちに今まで思へば生川翁にたのせられわざ
うなん又去年は春より東陽堂主人と謀り近世女風俗考を櫛
木よりぼせやと思ひ起し翁の家にあり也平やを拵こたの人と
ふ閑ひ居たりしをうれをり其をしへ子阿保ぬしゆうりたくそ
吹で逢ひ翁の行狀るを見せをを又ぬしうたりて其世嗣あるかも
るより工梓の事を諾をるをたとり紙得うをまば翁と余とい面こそ
ぬるをうねゆうりたかりくはさをきふしをあるべうし

近世女風俗考目錄

髮を頭の上に結ふ事

兵庫髷 一ウ　吹上髷 三オ　髮を結ふ鬟の事 四十打ウ 番
玉結び 四ウ　丸わけ 五オ　膳山髷 五ウ　吹返し 三オ かこわけ
さげ髮 五ウ　笄わけ 七オ　御殿風 八オ　御所風 九ウ　取上げ 十一オ ひきたし
島田髷 八オ やつし とろわけ　愁髮 九オ
角くり 十オ　やうて 十ウ
前髮の事 十二丁オ 七番　七番
髮の事 十四丁ウ 十一番 たぶさ 髮さし
眉を心入る事 十七丁ウ　一番
頭の飾の事 十八丁オ 四番 もとゆひ
櫛の事 廿一丁オ
髮の結考 十三丁ウ 三番 吹まへうみ ひんきり
額付る事 十七丁オ　一番
頬紅爪紅 十七丁ウ
櫛枝簪 十九丁オ　十二番
鬢の結考 廿一丁ウ　○以上工巻

伽羅を髮に留めし事　廿二丁オ　一番
鏡の事　廿七丁オ　二番
塗笠編笠　廿八丁オ　十二番
綿帽子　廿三丁オ　白もめん　六番　古金もめん　うなき綿
振袖の事　廿六丁オ　四番
裲襠の事　廿九丁オ　二番
日傘の事　四十丁オ
帶の事　四十丁オ　十一番
さげ帶　四十オ
つけ帶　四十ウ
天鵞絨　四一オ　湯子
名古屋帶　四一ウ
前帶　四二オ
かるく結　四二ウ
吉彌結　四三オ
水木結　四三オ
抱へ帶　四三ウ
足袋の事　四四丁オ　三番
うねさし
蘭金剛　四五丁ウ　二番　草履　下駄　雪駄
髮油の事　廿三丁オ　八番　伽羅油　びん付油　すき油
被衣の事　廿七丁ウ　一番
葛笠菅笠　廿一丁ウ　三番
奇特頭巾　廿四丁ウ　九番　手細もめん　掬ずくし
縫箔小袖　廿七丁ウ　一番　金絲縫
女合羽　四十丁オ
烟艸の事　四十丁オ

服飾追考

四六丁オ　八番　古製衣服　上柳塚　湯具　御伽婢子　簡守　胸守

原本目錄を缺く因て新らたに目次索引を加ふ又上下兩卷なるを一卷として上本にまれば目錄の下に於て上下の區別を標す

○以上下卷

此書を天保の末つかた生川翁自ら柳亭種彦の許に持参り校訂の上ろくまり出板せんと望む畫肆ありしかばよきふ計らひ給へと託して帰國せしとの其頃より徳川幕府の改革とふり市政風俗までも嚴重ふ沙汰せらるる事ときのり柳亭も戯著の譴責うけしなどし恐み居る家中ふ身まうりめまで家人等いく懼まをふ一編て風俗人情を管る書籍を悉皆畫箱の中に藏る四方梅彦の方ふ送まり其後も世の内まに次第ふかくり此等の書い出板せるるり由ふく打過きたり梅彦も亦火災盜難などに憂ひて知友なる金屋人何某の庫中ふ秘匿置きしが明治とふり何某没後其家も昔日のごとくなりて家財を賣しろもるる事しきりふ時この書和とも如何のものと一つに合せふみ商人の手ふ渡しまり世に柳亭種彦のよりく流布するい此時の品るりしぞ

その話を梅麓老人と或時雑談ありし東山の女裝考及び生川翁の風俗考に中しと其話ふかくびと老人の語りを耳に留めらるゝのなり然るに七年経て東海道ふて女風俗考の傳写本を見るまゝに梅老の考話を思ひ出し主人ふと梓を勧め旦つ木板ふたへしと云ひ置きしかくて一年餘り過ぎて其書刻成せなりしれば校正せよと云ひしを取りて見るに主人と居士の言を納まて木刻とい成しぬまど原本の誤写多きと行数字数を縮めとりて讀み難きふしくあきまゝ小宮山綏介君乃良本を所持すと聞き借り来りて再三校合せしかと殊遠も多不免まざるべし

けれども刻本既に成りたまで生川の家の許諾を得ぞい條例違犯の罪なかるべし幸ひ乃郷人なる岡藩治君と交る際ふまゝ其家の存亡を問ひ合せ給へとたひ又通しをもを阿保友一郎君を達ひしに此人も生川翁門弟にて三重縣師範校の教官なり是ふ於て遂ふ其家の允許を請ひ得て始めて刊行するまゝ〜なるまゝ此書の起原と刻本との顛末なり明治二十六年十月

蕾居士大槻修二誌るす

近世女風俗考

伊勢津　生川春明編

髪を頭のうへふ結ふ事

女性髪を以のほ〜ふむまひ初めとハ近世考より始りし事ふ在りなるべ

七十一番職人尽歌合の絵ふ上臈名吏ふ云ふ「こやつくなるもぬしまゝ久ハ通るゝ以ふ紅ゆゑ〜長くて引るきとふ紅ハ赤ふの由ひるとふ白ふ赤ふの白ひるとふ白ふ赤ふの白ひるとふ白ふ赤ふの白

刺持年号を文按ずるに正曰化粧ありもしほ〳〵ちゝ塗るこゝろにかなうこゝろ〳〵頃ろうちく額口有髪
寛永の比かとこゝ

のうゝぬやゝゝみたゝなむ髪〳〵髪の結ひ方ありとゝ其人姿ありようゝ色〳〵云ゝ」とあり（拾遺抄）五五麻
（拾遺抄）五六髪の結ひ方ありとゝ人の姿ありかようゝ
ようゝとゝうゝとゝ結ゝ髪〳〵ゝ結ひ方ありとゝ髪ゝ

髪の冊ゝよりて正ゝ頃ゝて結ひ何打何解かと云

歸のいてきゝゝ慶長ゝゝ

再曰（義経記）六ゝ本鶴岡若宮社前ゝ於て静舞ゝ
なき刺著ゝ
ゝゝ

髪を結歸の事

髪を結ふゝゝ正庫髪玉髪ゝ上髪ゝゝ振ゝ振ゝ振ゝ髪の清の
姿ゝ結ゝゝゝ結ゝゝ詠ゝ自ゝ

ゝ婦人養草の法ハ
ゝ

（鷹筑波集）寛永十九年撰同十九年印本
無外軒山本西武撰

前句　大名やゝ文庫髪ゝゝきぬゝん　長元

附句　髪を正ゝ結ゝ本ノマヽ

（佐夜中山集）寛文四年印本
松江重頼撰

前句　姿ゝ正ゝ結ゝゝゝ

こうらき
おさ一つ
おりめもと
おりもとら

もされも
あこやうぐいす
こうよ

此一張ハ七十一番職人尽ノ小ウタ一ツ所之前ニも論せしごとく高人迄人体の女も小繋ちりをうんうべし
蓋機織の業繁を童ぜこハ本業なれとも記者もしらをハ小繋ふてハ便利ちりをうをハ知へし
家ニ業ニ職人ハ此暦三年仲冬谷岡七左衛門刻ものと教授おとてしし合て摹おせり

附句　是ハ〻やゆ〻しき事ハ〻しき名産品　宮長

諸國万句 表紙元年訂本野ヒロ 立圃五ヒ寒十句黄五

前句　うゐ女や去年よりそ野をやらん　友正

附句　入こゝふもりみなこ江のこゝ林　立圃

又　はたゝきゝ〻庫八風呂の石和て　可均

是ハ〻て〻原幣の起原を明悟ス句〻　松寿軒西鶴の目玉鉾 元禄二年印本 ニ曰兵庫の津民家毎ちつゝき物の自由なる紙なり湯屋風呂屋もなり昔ハ極女ハつて毋ちりの孫人浴槽をうゝ〻ちりうゝ」ハ〻ちりうゝ

[illegible]

[illegible]

附句　是ハ〻やゆ〻しき事ハ〻しき名産品　宮長

諸國万句 表紙元年訂本野ヒロ 立圃五ヒ寒十句黄五

前句　うゐ女や去年よりそ野をやらん　友正

附句　入こゝふもりみなこ江のこゝ林　立圃

又　はたゝきゝ〻庫八風呂の石和て　可均

是ハ〻て〻原幣の起原を明悟ス句〻　松寿軒西鶴の目玉鉾 元禄二年印本 ニ曰兵庫の津民家毎ちつゝき物の自由なる紙なり湯屋風呂屋もなり昔ハ極女ハつて毋ちりの孫人浴槽をうゝ〻ちりうゝ」ハ〻ちりうゝ

[illegible]

[illegible]

發句集 寛永十年印本野呂松重根上之巻巻之新
懐子御 万治三年印本松江重頼撰

佐夜中山集 寛文四年印本

前句略

柳髪やさきさくしめやタけらし　正尹
下風の吹この夢髪のかをる　助音
柳髪やさきさくしめやタけらし　宗甫

兵庫髷之古圖

愛ふ髪宮ぎる古風八元和
寛永時代のものなるべし
如此肩髪の髷ふ飾る
質素をもとゝ一抽言ふ
多く結縄をもちゐ体御べ

犬子集 寛永十年印本 松江重頼撰

前句兵庫の者ふ口傳ふ大なるを
附句けづをしてふ行女房の髪の髷
かくこそ見ふ風八寛永の所ふ拵めのこゝろ
ゆくをうれべ

蟹波千句 印行の年号なし 集ふ義ふ義ふ物語ふ寄ふ

前句をうけふ佐ふ庚人の髪　立甫
附句めゝ如ふ家ふ佐ふ庚人の髪
前句ふ傳ふ家ふ佐ふ庚人の髪
附句ふ傳ふ家ふ佐ふ庚人の髪

下ふ拵髪をもちゐ兵庫髷の髪八寛保十三年印行き
両巴庖言ふ所載也ゆゑ風体八正徳年間ゆゑ發ゑ元文
寛保ゆゑ但ふ如斯ふ佐ふ江戸吉原のみ之京朱雀の
拵ふ八不ふ可ふ也ゆゑ常髪の髪の髪
なれば寛保八年印本自淳奇両川誘信ゆ
重りゆ百人女郎品定下之巻ふ出ゆ
江戸吉原ふ行ふ物の髪

縮髪

大夫

格子

鳥居清信図

寛延の古画なり
師政よりの者の筆

吹上髷同吹うへ〜こゝ古図

仁勢物語 上巻二十二段の景物書
刻摺の年号欠字なれど正保
年間なるべし 作者
為九亜相郷なりとぞ

○吹うへ〜こゝ元禄

○玉結こゝ古図 上髷髪 ふうへうこゝ元禄ふうへ〜もて玉結とゝ
の後世玉結の髪なりとも云 又同書廉夢女の結髪の
ぶなりとぶ金の房なり周房云 ゝゝ元禄ゝ
ゝ 并髪結宝永以後ゝ

衣裳裏あり

ひゝ振ハ寛延宝暦或ハ明和の始つかたなるべしゝ
ゝて天明寛政の比せふくゝ 但ゝ文化文政の頃
東都の艶女ゝ ゝ振ゝ ゝ是ゝ保の比振無
ゝゝ ゝ 世のごゝ是ゝ流行せゝ
古画ゝ

○吹上むすびの古画なり是ハ慶長元年頃
ものなり 茅ゝ ゝ

玉結こゝ古図

○右ハ女用訓蒙図彙ゝ三ゝ
出たゝ画工京師住當麻繪師
吉田半兵衛
○右ハ江戸村松町ゝ住
菱川吉兵衛師宜画
いつれも元禄ゝ

九髷こゝ古図

明暦年間こゝ
古画

平鬢

○又九髷こゝ振あり明暦万治よりなきものゝ
元禄宝永のゝより其保寛保ゝ保ゝ
ゝ特ゝ

毛吹草 附意指南ゝ万字ゝ云ゝ髪のゝ事を
ゝ ゝ 此書ゝ寛永十五年の撰ゝ

女重宝記 ゝ九髷ゝ
元和ハ寛永年間なり

[続連珠] 延宝四年印本 北村季吟撰

[illegible]

卜琴

可道

○又勝山髷ハ昔江戸吉原の傾山と云る名妓の始りて結ひ出し[illegible]

[illegible]

[illegible]

○山崎義故翁の作ふ黄八武家方の仕女も下髪なり私の幼年なる時ハ黒本縁にて髪を仕立ふ
せ玉津髪へ出る時ハ髪を洗ひ髪を結ひ髪を仕立てなり是ハ髪を洗ひ髪を結ひ髪を仕立てなり
おそらく髪なりとかくこそ

○今の世に丸輪とし髪振をむすハ并曲よりなり 異本女用訓蒙図彙 元禄元年印本 妻貞事柘と同本所改 故暫異本とす

「笄髷ハ下髪を奉公人ちとを勤者ひ内の者ちとハ下の髪を
分けむつ〜き左ふりと出て并て伝る者ハ髪を
ふりまなりなるふり事の髪ハ下髪をぬきとの人柄も
まるやうに」かもき并髷ハ下髪よりわき〜一振ちり是よりて
なりふも同〜勢ひちるふ〜さて袂髪振ハ寛永の比の
もをうてしも 和歌竹 用捨ちとい〜る条に髪ふりかけをつくり
とあり此書寛文方治三年とあり

諸國万句 兼好元年印本 三ノ巻十句目四

前句 まきるふほ〜〜〜〜氣のうかれ 正之

附句 上藤ハいと〜ふりよき髪のもけ 信親

玉海集 明暦二年印本 農軒安原 夏室撰春の部一の巻

おのゝ枝をかゝるふまさせ事髪 行正

独吟百韻　寛文三年川路正量独吟自筆真室批判

前句　神を髪とゆるさるゝ小女の

附句　笄ゆるけの色はなたし

安原真室判の初出と思はれて、まさに作者の立入れ難き

大海集　寛文十三年印本　東折本水魚模

きゝ枝ハかゝる人ゝの梅髪　信元

笄髷之古圖

梅枝曲

○中年の女

此風多〳〵

女用訓蒙圖彙　貞享四年印本巻之三所載ゝ

より古きもの未見笄のゝ内梅枝のみ

の笄を梅枝ふとゝ〳〵云ゝ」と云ゝも考べし　物類称呼　四之巻ふ梅

参河及遠州ゝて不せと云ゝ」　春明　今も此五十余の国ゝハ未も梅と

呼ゝ国のもふゝ梅〳〵をゆせゝふと云ゝもかのふべし

和国百女　と云ゝ絵ゝ所載ゝて西五葉川師宣ゝ奥書ゝ

きゝもおゝゝゝく八師宣の二字八本ゝ〳〵師宣ゝ八筆力やゝ拙ゝ

ゝふふ此冊ふ元禄八九年ゝ頃の風俗ゝ師宣の長ゝ師房ゝ

筆ゝゝゝ　又曰かゝる振ハ御所風髪ゝゝ〳〵師宣の門人ゝ云ゝ

の流宣流ゝ　大和耕作繪抄　と合考ゝゝ八挿図ゝ如べゝ

上下三段ふ画ゝ笄曲の景八寛保十七年印本　常磐草　ふ所載元禄年間の風俗ゝゝ

笄もやゝ長大ゝなりゝゝ心を付〳〵

十八九より
廿一三の
風俗之

中年の女

中年の女

○図曰今の世ふ御殿風なゝゝ〳〵古きふ似ゝるなり　いつゝの頃ハの風俗の跡ゝふ也　予古き画

ゝゝを以て案ゝふ元文の頃の風俗の跡ゝふ也やうゝ

○島田髷ゝ云ハ東海道島田駅の女ゝり始ハ出ゝ　一目玉鉾　元禄二年印本　井原西鶴作　及ハ　近代世変談　享保年間の印本

菊岡米山翁ゝふ及ゝ元ゝり　婦人表長第十ゝ云ゝ　岩田時かゝのしまびやゝの名と　女重宝記　貞享年間ゝ撰ゝ者　化粧の女ゝいゝ

編述　島田ゝ名ゝ有ゝゝ云ハ接ゝの所の名ゝゝゝ　ゝゝゝ

第ゝ云　兵庫吹上角髪曲ゝゝ　九曲ゝ髪ん曲ゝ下髪笄大島田今ゝ時流行屋ゝ　島田髪ゝ

の結ゝゝゝ

[illegible]

古今東曲集　寛文五年印本浪速行風法師撰
九之巻偶偶のくさふ

大井川なつのもとをたゝ〳〵佐賀の海田ぬきもの　法師　採果　保支

島田髷之古圖

かゝる曲い振ハ寛文八九年より
延宝八九年
ゝのおよぶ

家内幸藏　所載

○万治寛文之古圖

[illegible]

女用訓蒙図彙

嶋田曲

如此往振ハ天和貞享の比より元禄の
四五年ふかぶ曲ぶり　俗使　ふかめつけ髷
田髷ときもいろ長ミじかく同じたけ
ゝてまん中ゝ平髷をかゝるゝとゝ云見
志めつけ髷髷ぬべしまゝ天和の比ゝる
髷田ゝ云ふ女用訓蒙図彙ゝ其外
ゝもとゝも髷保能考ゝ拾遺の考ゝ著
たゝハ髷ゝもゝ髷田ハ拾遺のゝ一のゝ

宝永元年印本西沢一鳳ゝ作　傾城国土産
伊勢古市の条ゝ所見ゝ髷をけり
髷田ゝ云元禄八九年ゝり宝永四五年ゝ
見ゝ

禁短氣　宝永八年印本　所載
○是をとり付け髷田
ゝ云宝永の末ゝり
享保の末ゝまて專ゝ

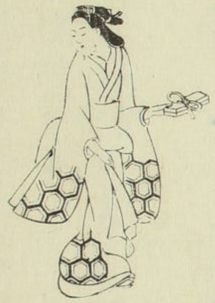

○又曰今の世ふゝ出田曲を総髪ゝて支ゝり
かゝる風俗ハ寛ゝ佐伊勢のゝ

ゝゝる草　元文五年
西川祐信画
小人ゝゝゝり髷田ゝ
髷ゝゝるゝゝゝ

○扨て文禄の頃寛永の頃迄は男女の髪小髷を結ひ髷を髷と云ふ髷も寛永の末西陣の流行の髪の中をとりしを髪のなりいと小さくしたるを髪にて結べし雍州府志寛文元年印本 恵川道祐編著 七之巻 土産門云凡傾城婦人頭髪締少者別束長髪是為心之」[独語] 大学春臺小云「昔の婦人は髪長きをたけ小にて髷などゝいひて髪たりしふ迄は髪をくゝりなく結きをよしとせる風俗なりて髷多きいろこの頃と或は髪を或は切りて短くなく長きを」と寛永頃の事なるべん

御所風之圖

女用訓蒙圖彙 所載

天和年間印本
養川師宣画ふ也

○御所風と云ふは振袖の筆曲云ふ事なり

○御所風と云ふ結振袖は寛文の七年中川喜雲著述 [京ひな鶴追] と云冊子に載る人元多く所様変なるべし まづ〳〵延宝天和貞享元禄の頃流行せしなる為其時の古画を見るに寛永の末正徳中より所々に変りたるあらはれん所なるべし

○貞享元年間の画ふ也図なり

角髻曲

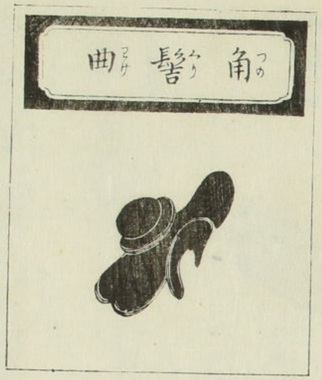

角髻曲之古圖

○角髻曲文字の如くツノクリワゲ成べしグのクと一字の異せし

○此結ひ方中年の後しきりに多く延宝より起りて寛永の末迄なりとおもふ

○[女重宝記] 元禄 今こゝに中古なりつゝ髷曲并ふさ〳〵の結ひ方といへるもの〳〵ふり髪所風に京と田舎も髷曲筆曲の二色を上流下流共に結ふ七十年世なりと云へり」とかゝれ者と

[illegible]

又云元禄元年の比取上髪こうん髪四ちりなるべし曲なと云名流行せり[illegible]

まりかへて宝暦明和の比ハさ白くの結髪[illegible]

歌舞妓支始 [illegible]

女用訓蒙圖彙

諸職繪尽 寛享三年下巻所載

○方治寛文の繪小舞

[illegible]

佐夜中山集

前句 [illegible]

附句 [illegible]

寛保年間 西川祐信画

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

前髪種々之古圖

○兵庫髷の図小巻くる古画と同じ　時代の考為ふべし

○元和寛永の頃より
万治寛文の末まで
ゆうゆうめ来たりて
仲間の母と見えたり

○如此の髪をとりけたるハ
弱冠の多し　斑風姿
万治寛文より
初りて貞享
元禄の始
廃らしたる
きたなの画なり

發句撰　寛永十年印本

花のさきふかく　柳ゆるひろ　松葉

右の古画よりこれ　ひろ

新續犬筑波集　万治三年　拱寛文七年印本

前句　じんかうけて　酒ひんなる　かう

附句　きを挿の　ちりきも

よりもとの　花ぬき

善良

もつりきに　贅とかのもの

別まぶ　ひん切の　茅ゐ　ゑべ

地蔵霊験記　貞享四年印本
宇治加賀掾正本　所載

築山圖庭尽　元禄四年印本

菱川師宣画

延宝の中頃より
切て金ハ古風
なりて器のめく
髪紙を結くり又
ぬ無ぶくりおせ　を
絲のひもを製せ　物をのこ

下ハ横おくり　ハ奥村親妙政信と有
寛永延宝の中ハ
○元禄の末寛永中ハ
こ　おさで引つけ
西陣京保の頃ハ
髪とかるで髪とひ引
ゆきより　ゆ　ゆ

阿弥陀本地　寛文七年印本
出羽掾信徳正本

寛文延宝天和の頃ハかくの
如く髪を切て
たゞ中
年の女
多元禄中ハ
廃り
三美ゆ阿弥陀の
大和絵　奥村親妙政信画

鬢の事

○西川祐信の画より世方の女風をうつし鬢を切て耳の落るを垂と称し又宝永の頃より世風変じ垂をうつしやすしなの物なれば所々の人なり（世俗風流宴遊の人と行くぬしめの上なり）殺劇の俳優又は角力なり）又宝永の始文保の末より鬢を長く伸ばし垂をかくし鬢切と云品作をこしらへ塗りて文彩をおせり是傾城の鬢といひて今も多くあり○儒者の名人の名は宝永二年大和国日今天保六年より十三四年以前迄は武士の男子髪の結ぶを切て垂を風俗の残とす〜是て今は廃て有〜ときく然れ共猶ほ風流なる人多きゆへ鬢を形ちにかきちなみなり

○明治方法の所より世方の女風を変じ鬢を切て耳の落るを垂と称し又宝永の頃より世風変じ垂をうつしやすしなの物なれば所々の人なり（世俗風流宴遊の人と行くぬしめの上なり）殺劇の俳優又は角力なり）又宝永の始文保の末より鬢を長く伸ばし垂をかくし鬢切と云品作をこしらへ塗りて文彩をおせり是傾城の鬢といひて今も多くあり○儒者の名人の名は宝永二年大和国日今天保六年より十三四年以前迄は武士の男子髪の結ぶを切て垂を風俗の残とす〜是て今は廃て有〜ときく然れ共猶ほ風流なる人多きゆへ鬢を形ちにかきちなみなり

○昔の如く鬢切せしは明暦年間迄なり〜今の世の人の如く鬢切せ〜京童の姿を変じ和俗を乱す事を恐て〜是世風流なる人〜世俗風流宴遊の人と行くぬしめの上なり）殺劇の俳優又は角力なり）

物なり〜

鬢切之図

朱雀遠目鏡 延宝九年印本

上巻所載

七小町 真名本の山本角太夫正本に所載

鶴鴟集 明暦三年作 作者梅盛撰

鬢きりの中ては〜きき抑琴 時明

野郎詩仙 なりたんきふ人〜より○女髪を結ぶ新吳ハ〜

[拔奈夢物語] 明和八年印本 女の風俗美麗に成ると雖も弱きこゝろ陸ふ云「女の風俗は天地開けてこのかた
男尊女卑なり男は天道の生し給ふ所なれ共女は男に生れ出て男に敬ひ男に
従ふ故に男は天道の生し給ふ所なれ共女は地獄の業なりと云ふ事なり男の風
俗は髪を結ひ髭を剃り刀を帯し袴を着し男の名を付て男の名を呼ぶ
女の風俗は髪を結ひ鬢を剃り歯を染め眉を剃り紅を付て女の名を付て
呼ぶ」と云ふ事なり

[髷之圖]

[和訓栞] 十六巻つとの解云巻髪と云ふ田巻り
義なるべし巻方巻ふ裏の字なるべしとよめり文てミ
うてゆんゝ[illegible]人のなりもの[illegible]

髷乃支

慶長元和寛永頃髷なくして貴賤
引結ひ髮を唯ゝ一くゝりふせ
のくなり是をなくと云なくハタワメの異語
[illegible]
[illegible]
[illegible]

美奈の川　享保十七年印本　西川祐信画

四季遊　元禄の末宝永の頃　宮川長春画巻　所載

元禄宝永正徳の頃より
髪の形短く高くなりぬ

以上三種ハ

三輪集　元文五年印本　昔のまゝ　えみの汐ハ髪形ゆゑ短く結なるゆゑ

○昔ハ髪を高ハ高き結の中ゆゑ髪をいとしきゆゑ深ゆゑ

宝暦年間の風姿

安永中

同上

寛延宝暦より昔のまゝ今ハ除

高く成ぬ昔をもとゝ髪をいとしとて延宝の時代より髪の形高く成ぬ時ハ今のまゝにて八十八

頃城野群談　寛享二年印本　自笑其磧両作　二ツ巻　歌比丘尼の詞小唐世の如京ハ廚糸つむくまて珍陳の戦陽ゝし

悔いろの筆者紅のかんゝ　水牛髪上計絵ハのゝ孫髪云ゝ

春若ゝ　前髪の短髪　享保ハ頃ゝ変ハ論なし　江戸繁　享保十六年印本　「髪剃ゝ」

髪剃ゝ　ハ髪ハ剃ゝ　髪ハ剃ゝ　髪ハ剃ゝ

髪付髪の姿ハ成ぬ　去ハ止ぬ　元禄初年ハ西春ゝ作

俗つれ　四ツ巻　美女の姿をつくりて云ゝ髪結の鏡の曲る物をゝ髪の動ぬ中ゝ

云ゝ文を載たゝ髪を掛ゝ文ハ論なゝ　再来ゝ小　俗法髪ゝ髪

髻刺之圖　大サ大小有べし

○是古くより用ひ
來りしものなり
あるべし

○以上三種いづれも絲の結ひて
御髪造もとり

是上の物ハ
京都祇園用ひしものなり

又云 [古老茶物語] 京都中の寫本 喜早周慶著述 宮女殿ばかりに髻法といふ物ハ明和の始ばかり
中ゝ世ハ宮女の髻ハ長くして結ばず
ばかりにて結ぶ事ハ
[無論里問答] 刊行年号なし 第二 明和年間なるべし

又云 [女重宝記] 貞享年間撰 [額作りの大額と額左鬢左鬢の
額作りの大額と額左鬢左鬢の
[寛政十年印本]

十四ヲやあかうるきく丸額

女用剃髪図彙所載

○古き絵ものなどに塔口ぬきなるもの
中ゝ近の頃にて宝永の頃
[illegible]

眉ふ心を入る支

[女重宝記]に云、眉くろくなんとくるくるとあるのゆゑ張弓の弦のごとくなるべし。[illegible]

形ちにかくるべし。[illegible]

[雍州府志]に土産門下に曰、「眉作或称眉掃」。五寸許竹管両頭狭白兎毛赤点白粉而粧面顔其状如筆頭乱艮賤婦人以是点白朱粉粧面又傳竈突墨造眉倭俗女子至十六七歳則存眉適男則剃眉別以竈突墨粧眉形是謂作眉。古仁和寺門前有造童形侍児眉掃之家依之世専謂仁和寺眉作一云。

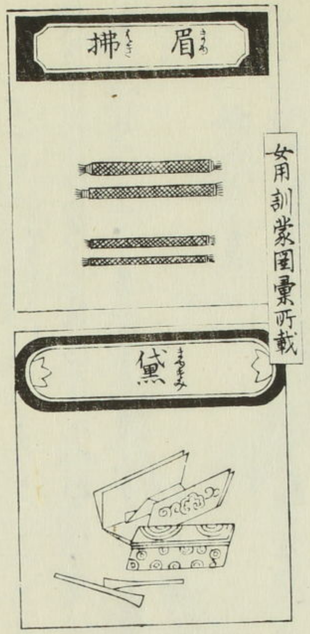

女用訓蒙圖彙所載

頬紅爪紅の支

[女重宝記]に云、紅なる頬ゑまく嘴爪べく塗[illegible]

頭の飾の支

芳人及の飾ふ結髪の[illegible]

[illegible]

再云[草窓漫録]に云、[illegible]

[illegible]

○万治寛文の頃の[illegible]

[illegible]

[illegible]

○寛永頃の流行する古風は明暦万治年間の
ものなるべし元和寛永頃の古風とは甚だ
変易せしなるべし如斯いたらば延宝
の始頃までもかの古風なほ天和頃
中ばかりは残りて流行せしなるべ
しもとより文化文政の流行
なるべし

所載

園扇画様集 天和四年印本 菱川師宣画

如斯佞ひは延宝天和ころ元禄
宝永中に及べり正徳享保の頃
ゆゑ佞振ちがひ心をつくべ
又云古風なるを文長奏考するに
慶長の頃より寛文の頃迄は生長なる
様なれども佞くるふ延宝天和ゆゑて
は婦女のみにて他の婦女は行ざる
べし

○元禄八年西鶴の遺稿を園好の刻せし
婦つれ〳〵に云「昔を今に兵庫曲をうしなひ浅草ふうこん
裏の五寸髪に紫草を結ぶ人の細髪をよく紅絹ばかりいやなりとうるさしと云ふ延宝
天和或は寛文の素人は婦女の如は髪せし名ばかりなる生ぶの髪はもとより元禄ころ出来巾
ゆゑなきゆゑ髪ぬぐ卑賤の者のみにて
婦人は行ざる

常盤草 享保十七年印本 所載

三十歌仙 延宝八年印本 松尾桃青撰

前句　夕〳〵文匣せわしく元禄
附句　こまこまもとゆいこまこまもとゆい

延宝七年印本 都独案内 「あるあい四條寺町東ヒ入 建仁寺町三條下ル町」と
者こゝに延宝の頃は京保元年の頃なり又薩州府志 延宝撰 土産門 云髪捻今本結元謂髪捻
中華所謂鬟也倭俗杉原紙或奉書紙又長永紙幅一寸許直切之長二三丈捻之是謂捻髪
捻而後浸永或米汁而取出之左右牽張之以布巾緊急拭之是謂凌而日乾短長隨其所
欲而截之束髪而結之云云」と又一説と

掃枝簪の支

婦女の用ふ掃枝といふ物は長さ拾八寸ばかりにて髪を止めかくるものなれば近頃掃枝簪と

いふ振出てもう髪鍵の拂ハなり古製ハ楊枝のめきとのて牛或ハ角鞭の鞘にて蒔絵抓ちもの之
ま〻簪といふ是も楊枝にいとしく古きものなり

楊枝簪之圖

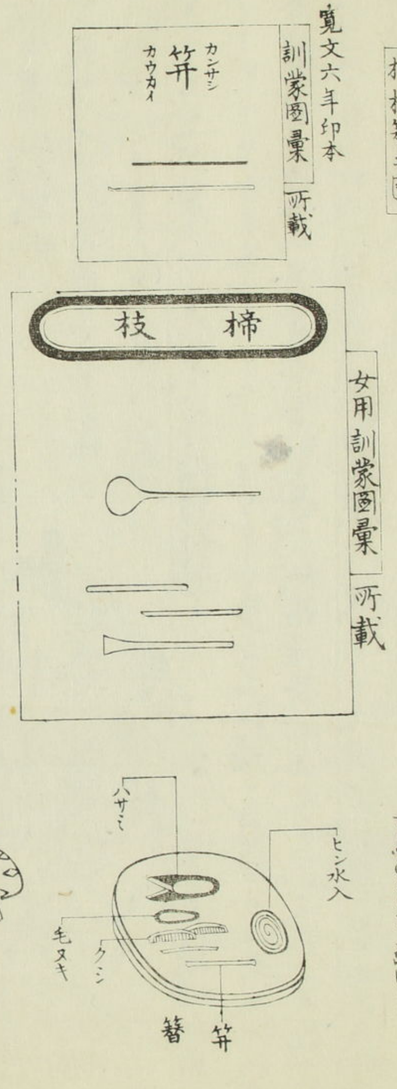

洪英ハ始く簪にて後世の古笄のさまに更けり

人論訓蒙圖彙 元禄三年印本諸職人之部

五〻美ふ下の髪をおしたて白「櫛ハ伊須黄楊ホ其外諸の唐本象牙玳瑁ホをもて造る時後金具をもて彩て各俚人
ひろ角櫛ハ唐より已ろ其外大坂長町にて造る又技歴をを南ホ之竹角

象牙鯨のひけをもて造るなり」

百人女郎品定 所載

○上下の凡俗味之一
古き世ものもとの〻ふ
筆をもて人町人の〻
ゴておめのさせ仕ハ
なり婦女の名所〻
もて八宮を造る仕様
変なり

常盤草 寛保七年印本 所載

傾城野群談 寛保二年印本 「幅廣の笄」と云ふハ是なるべし

十七回 寛保八年印本 半時庵洛々撰

前句 かくしのなくしるのハ〻ふ
附句 極早ものきかまくのの

江戸土産 元禄十年印本 杉月堂不角撰

前句 俗ふ〻ものく揮ふ〻
附句 笄の鞘も書ぶん侍自の一段

賀什
古江

○十七回ホ「ふりたるのハ」といふて後きと編なりもの古製の笄にて世ハ抓出せ〻今考之べし

古製掃枝之圖　玳瑁にて造る甚だ美なり石菊葉紙にてこれを

[illegible]

○是にて芋の葉籤の用なるを以て掃枝と号し[illegible]

又云ふ

[花街漫録] 小右の号もあり

[illegible]

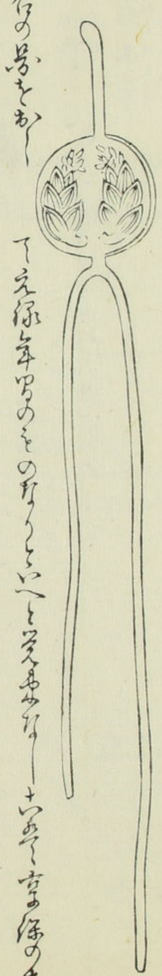

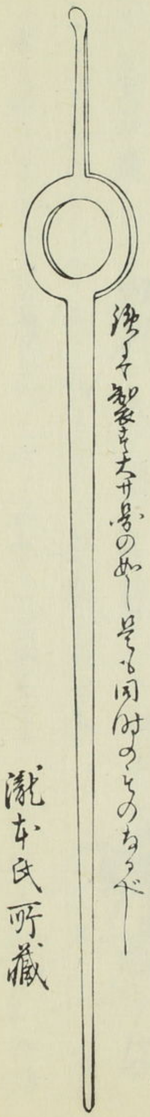

黄洞にて造る大サ号の如し　享保中の古製なり

[illegible]

濃本氏所藏

享保八年印本

[百人女郎品定] 所載

[野群談] 小常級の簪と云ふ也なる

[illegible]

[illegible]

[無論里問答] [illegible]

[illegible]

[物ハくさの] [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[常盤草] 享保十七年印本 所載

此簪江戸小堂永の頃より京師及難波小堂暫制せり伴いと稱す

掃の変

掃は神代の昔より[illegible]

[illegible]

ぞうし物とゐやいろ〳〵の供物なるをゐふせ今は絶しきゝ高
僧なる物を師とゝまるゝもいろ〳〵人はなるゝゐ〳〵ゝ日〳〵の煙ぐふたえくゆてゐしかめる者も
横濱ゝこのゝ客仏をつくり西付おくの物ひゝ海物きるゐ佛ゐゝ湯をたゞび
きふひとしうゝきれ人の者のおとしくゝきゝぐひて海ゐゝ物わふゝ物ゝゝゝ〇さて古車ゝもゝゝゝ
ゝ集ゐ今ふ真言年ゐより後のゝものふ孔の師ふ梯幕なゝ剃ゝ体所ゐなゝいぐ

鬢退考

今の世ふ梯式係のきゝめて細きゝきんゝ結ゝ浮支いるる名義ゐやゝ物いゝ見しゝゝ
ゝ見人老人の九十九なる鬢を束ゐゝ元結ゝ抜きゝんゝゝ結ゝ人ゐゝゝ金
革のお器ゝて脳義ゐゐ量が手ゝを金色のゝゝゝたゝゝゝ

鷹筑波集 寛永十五年撰 同十九年印本

前句　ゆひさんゝ身のうけハきんゝゝ　きんゝゝゝゝゝ
附句　ゝゝ多のゝ白浪ゝ支詩のゝゐを分ゐ止て　元天宮をけゝう

誹諧合 明暦二年印本 北邑書房撰

前句　神名身ゝゝゝゝゝゝ山中　神を祭ゝゝゝ云ゝ
附句　ゝ根をゐきゝゐゝきんゝハ風ゝゝゝ　ゝゝきんゝゝゝゝ

ゝ延宝四年印本 頬舩集 附表 指南ゐ湯物ゝ以ゝ条ゐゝゝゝゝ
ゝゐきんゝゐゝゐのゝゝゝ表ゝのゐゝゝゝゝゝ「ゝゝ名義ゐゝゝ文近松門ゐゝ
作ゝ浄瑠璃 丹波与作待夜小室節 ゐ猩ゝ縅の道中 羽織白糸ハ繁詳きんゝゐゐ
ゝゝゐんのゝゝ付けゝゝゝ文貝人ゐ作 娥ゐゝゝ 上「二千ゐ後の老人のきんゐゝゐ
恋身の秋のゝ物のゝ」ゝゐゝゝ一條ハ男ゐ孔結考ゐ美人きを繁ゐ国ゐゐ
ゐてゝゝゐハゝ

以上上巻

伽羅を髪ふと名ゝ変

芳ハ男女とも伽羅を髪ふ止ゝ 娶入記 ふ「いとりの香爐ゐ白ゝゝゝ止ゝゝゝゝゝゝ
髪 貶 髪ゝゝゝハかゝ髪なゝ志名ゐたゐゝゝゝ香ゝゝゝゝ用ゝゝゝ」ゝゝゝゝゝゝゝ
治加賀様陰本 紫林集 元禄十年印本 平安城七基種の陰ふ「人のゐゝゝぬゝゝゝゝゝゝゝ
おゝ髪ゝゝ陰ゐふゝ用ゐ燈ゝゝかゐふゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

祇園奉納俳諧合　明暦二年印本　百一番九

前句　なくなるものをふるみやみえつらん　意朔
附句　髪をはらいてむふ　淺茂

戀父追善九百韻　万治三年印本　野々立圃独吟

前句　古く海をとりもるあまの古なり　宗俊
附句　新髪もそへのうもしそとりきつるもの

入聟集　刻摂年号欠寛文中元　難波北邑休衛　立以撰

前句　筆の法まで かなもむ　伽羅のくゆい　宗俊
附句　のなくまぬ八くらんるそ　しし　鬢の髪

續合後集千百韻　延宝五年印本　菅野谷高政撰

前句　古くこんの　海松ゆふべ　行　定云
附句　新髪　春よ白いとゆんきせく

古今夷曲集　寛文七年印本

柳のちよ梅のさくをみるもの
春の月なき物ゆう梅ゆゑを梅の髪ふるもゆ　行　風

是ゆえて髪ことに変ずるし鄙俗の白髪まいくをくえんさもどさ海で茅ハうきれば
こうまハ柳御髪をとゆ一変を古ことをとゆ一変を古ことをとゆ一変を古ことをとゆ
のかくくをてハよ海ゆき拵女ゆくの止一変なゆ
ゆど止むゆ変のかくひくゆ紀去の海とて法出せるこのゆ
熱海ゆきゆ去を嘗味て鹽法薫なくふ里法のゆとり是伽羅を止ゆより生る変ゆ十尚伽
羅のゆをつきてハ云へきこと種くゆり　奇法職考　上巻香具ゆり差ゆの第三ゆ　ゆ　舎て
法味ゆ

髪の油ゆ変

古くハ美軟石をもふ用いて油ハ用いゆと或ゆこいゆるゆ
きくこと変ゆ石抄容師の具ゆおて海ゆきくこと伝ゆ今ゆ二百年ゆハ百年のゆくくそ
異ゆの用ゆおてハゆくゆゆ　女陰秘傳抄　寛永四年印本　上巻髪ふ油を付ゆこと之ゆ事「油をつ
くゆふ常の胡麻ゆの油をつゆ事ゆ中ハ腐ゆゆゆ胡桃の油をとりて胡
ゆ一ゆ一ゆ一

歩行ひめ共ゑ園　芝蘭女を八ゝ[illegible]
[illegible]千年ぶの古ゑより　芝ゑそ長織とも油を塗りし支ゑ[illegible]

山田俳諧　寛安二年松刹清撰　楊素望月賞使吟百韻

前句　うちなびく柳の髪のたゝなみふ　湖春
附句　ちゝ[illegible]なるこゝろ[illegible]なるこゝろ　季吟

独吟百韻　寛文十三年写本　[illegible]の吉慶隆

前句　[illegible]ふかしふ　[illegible]
附句　油つくるとかみそしけたり

花千句　延宝三年印本　素吟笑子三吟

前句　油うち乗八秘[illegible]をそなれて　良俊
附句　ちるくしの葉ゑ[illegible]

○まゝ伽羅の油といふ遠油のおそ[illegible]の贅付油ゑ遠油の変をし物之あ[illegible]百三十年ぶ
贅附油ゑ[illegible]ゑ伽羅の油の変なり

玉海集　明暦二年印本　伽羅の油のゑ[illegible]ゑ古きゑのまゝ
葉ゑ[illegible]八伽羅の油のゑ[illegible]れのゑの
○うゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ白い油なるゑ[illegible]

佐夜中山集　寛文四年印本

前句　若きゑきゑ[illegible]ゑのゑゑやらんぐみ　如房
附句　伽羅の油もかゝ[illegible]　重長

[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ

伽羅止之古圖

菱川師宣
門人宮川
長春画巻
之圖
天保五年神無月
古醉亭主人竹山拙摹

日本繪
宮川長春圖

毛登柏 池西言水句集

前句 鬢付の油ぬけるきる法の水
附句 ひのしるよかる文といてゐる

又 女重宝記 元禄版 一之巻ニ 「お鬢もちくるぶ落くるとけ鬢ハ」

なをしたて鬢付ぬけるきる法の水

口上商人方の合薬鬢付のこくい法方方法合れ切ふ水玉の無古をもてこれをうる

元禄三年印本
人倫訓蒙圖彙所載

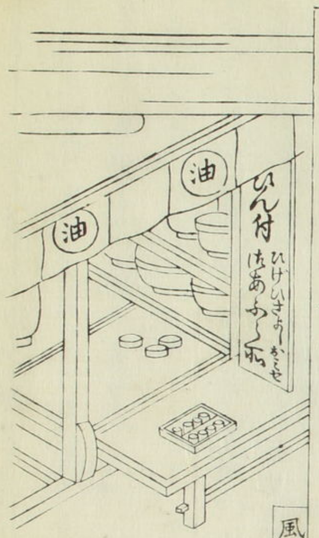

風流御免乃浮橋 三之巻 所載印行年号なし

柳亭種彦翁乃 好色書目 といへるよ上の表目を著て曰「一六冊 弥八年号 雨滴庵松林自序の印 富図 如斯愛なるもきる他者と京ゝ大坂の人なり 中巻 中ゝ多り出しの方ゝふ一ゝ上ほ切の免許式之帯が支あるとの色ハ元禄の末ゝ宝永のもゝ初の印本なるべし」云」といももてう手も元禄末の冊なるべんとゆひをもしう翁の考ゝよくはのへり

寄ふ髪またるハ古屋風の下結うあるこうひ〻つ〻る押たる五形ふ延宝ゑう 天和貞享の年号ハもハ結のとのるべ
かゝめ。おつゝん。なるかさしハ厨女ゝきゝる

検約問答 安永元年分二冊上 其流老人筆記曰 暑古ハ唐芋として細き
芋縄を髪を結ふ婦人の如ふハ婦人白絞
芋の油を髪を結下の如ふハ華種の油を
髪を結ふ
古〻ゝ用向町人郷中の表上下とも裏ハ
羽織なし布柿の帷ふて富附ハ士農
工商布ハ中きとそせんじの羽織を
着ふる者ハ命して ゆいやもと之樂其流とゝる
貴非風俗ふ〻ふ禁て
人ハ何人ゝ中下れと唱和の比世の中一花兼
ゝ〻ゝるなきてかゝるものゝ麻羅を髪を
結ふ支拙者ふ人を上巻ふ抜出ふ

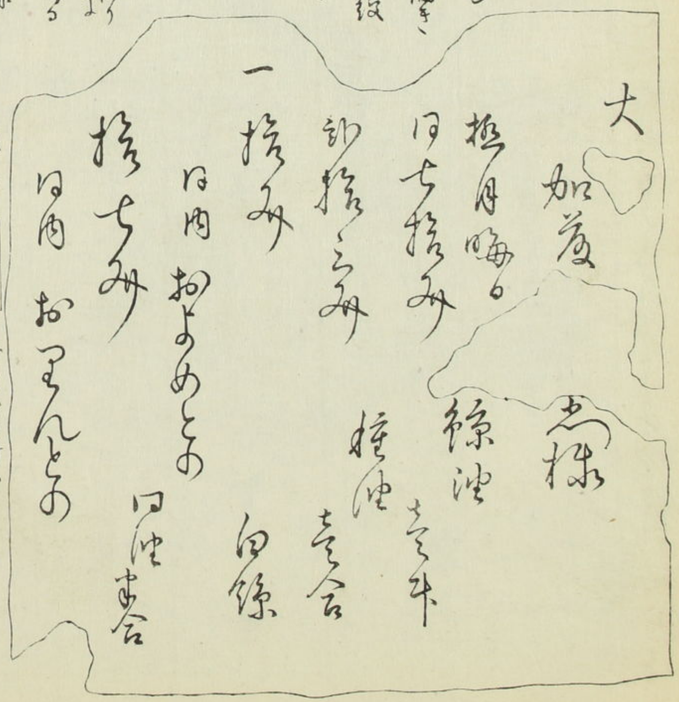

元禄十七年 名取川 万海良のある附ふ
前ゝ 居ふう ふ〻ふう
附ゝ 外蓋の油と稲ふうおめがい

天和二年印本
一代男 ふ
所載

元禄四年印本
女用訓蒙圖彙
一之巻 化粧部油桶
と云条に無ふかせり

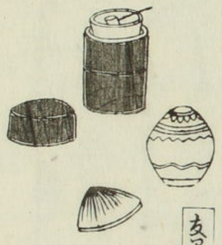

江戸塵子 貞享四年印本 松月堂不角撰
鬢水入師 浅草うや町 武蔵

○右ハいつも油を用ひ〻ふ〻ふを引て清弁ふ〻ふ
再案ふふ 老人養草 正徳六年印本 香月啓甫編 髪之四形體保養之説ふ〻る条の日髪を結ふる水を
寄ふ摂要〻て拙墓ふる所ハいつも油を用ひし
髪ふ者〻九き者ハ鬢水入ゝ伽羅の油を〻ふし体ふ〻し

元禄五年印本
役者大鑑
樂屋の
圖ふ
此体ふ

天和三年印本
女ゆうきふ
所載

享保十七年印本
答話鑑
髪結床に
此号を画ふ

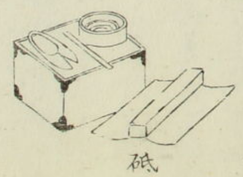

享保八年印本
百人女郎品定
所載

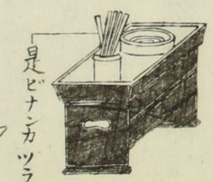

仕てくろくしてくしけおかくハ風をけさせて本邦近朱男女のうみふ油をつけて掠を懸油[illegible]を
用いて髪ぬくふりてなる風をけさせて文なし老人[illegible]て文ハたくさる業[illegible]俗の[illegible]男のたる
となといて水をて橘[illegible]て風をけさ新すなかしまく可仏得文なりたこ又 昔々物語 享保六年[illegible]本 著見聞老人記
ふ曰昔と大イに遠てたハ法[illegible]商内物なり近年[illegible]駿[illegible]黄[illegible]ハ伽羅の油きをこ煙草之昔ハ伽羅
油ハしも不仕人なかし女ハ伽羅の油附ける文ゆえ[illegible]なし中男女伽羅の油うふ沼[illegible]中ふ[illegible]所
なりてハなく便ふ[illegible]つくへなどして洞へ或ハ京[illegible]絶[illegible]須ふ[illegible]れも今の[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]目[illegible]貝[illegible]
貝ふ入て[illegible]洞へて附る人一年[illegible]切もの二年三年[illegible]切もなり文[illegible]油附ぬ人ハ笑いをしるを
ハ大盛貝ふ[illegible]の油を二三文ふ付る江戸の伽羅油[illegible]くらの女中ハ[illegible]てつくるこ又 娘容氣
刻拵年号を[illegible]事[illegible]ふ 享保年間なるべし 一[illegible]差[illegible]み曰往古ハ律氣ふ[illegible]人の婚家[illegible]ハ人の婚内[illegible]
もなとなくくるべそ傾城[illegible]ぬ志[illegible]の女形のなりをもうわ[illegible]就ぬ雲[illegible]女の後をうん
[illegible]ふ絵[illegible]ふ書して男のたる神ふ[illegible]ふ[illegible]獨[illegible]出の[illegible]中[illegible]家[illegible]を永[illegible]ふもせぬ人のる
なくを大文ようけてうき新ふ[illegible]ハし[illegible]をかくし[illegible]ハの[illegible]をきを[illegible]ふ[illegible]てつこ[illegible]の
大きなるを[illegible]ふ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

[illegible]の皆ふ天下一と謂るに後くに[illegible]の[illegible]
老[illegible]て[illegible]の[illegible]れ[illegible]ひ[illegible]を[illegible]
[illegible]ま[illegible]ず[illegible]後の[illegible]ふ[illegible]
の名を号るにて天下一とハ名もなれしもあり

被衣の変

或書 寛保十二年[illegible]老人筆記六の巻ニ曰「[illegible]或ハ女二人もつれる女中と麻の被衣とも[illegible]
号袋をとりて歩行[illegible]ハ[illegible]七年[illegible]
[illegible]け[illegible]」[illegible]寛保十年[illegible]
名膳を被衣をいてきしの[illegible]ふ万治の[illegible]
万治の[illegible]被衣[illegible]ハ塗笠編笠[illegible]
[illegible]て元禄の[illegible]

尾花 元禄四年印本ニて考ふ

衣[illegible]

話[illegible]

[illegible]

制禁[illegible]

被

元禄四年印本

女用訓蒙図彙 所載

見へ[illegible]り○今の世[illegible]被[illegible]残[illegible]
[illegible]ものなり[illegible]○寛保の[illegible]被[illegible]

塗笠のかさの変

寛文の末延宝のはじめ[illegible]ハ塗笠編笠を[illegible]
[illegible]ハ塗笠[illegible]延宝中[illegible]より本池[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

図のごとく貞享元禄の[illegible]ハ[illegible]被[illegible]
[illegible]元禄二年印本西崖[illegible]作**椒陰秘事**[illegible]
[illegible]被[illegible]○さて[illegible]
色なり[illegible]
の色を[illegible]

尾花 [illegible]百色[illegible]
被[illegible]
[illegible]人作[illegible]御前[illegible]
[illegible]

毛吹草 寛永十五年 松江重頼撰

花笠を[illegible]

元弘

前句　かもとりの[illegible]

附句　春は[illegible]日の[illegible]

定吉

前句　[illegible]

不卜

附句　[illegible]

後集繪合　延宝五年印本　菅野谷高政撰

[illegible]

勢陽雜記　明暦元年写本　山中集著述　の安濃津八幡宮祭礼[illegible]の次第を[illegible]条に曰「山の世古所云々巫女十人赤き小袖[illegible]黄染笠[illegible]小袖を[illegible]云」[illegible]

都独楽内　延宝七年印本　一之巻清織部

塗笠川原所二乗ル所云々

俗説まち〳〵　元禄八年印本　井原西鶴作　巻之四曰四十四五なる奥さむらいを[illegible]

多摩曲おりけさ浅黄の紋金裏の[illegible]紋の緋紗綾白[illegible]付て志[illegible]人の[illegible]

[illegible]

稲妻織　新[illegible]の金八[illegible]紫[illegible]

[illegible]

松の葉　元禄十六年印本三之巻　塗笠[illegible]

[illegible]

尾花　元禄四年[illegible]一之巻[illegible]今日八殊さら長閑[illegible]

園より知恩院まで黄[illegible]布引[illegible]

[illegible]

かるくとたる塗笠[illegible]の[illegible]八人の女房も娘[illegible]

古堂[illegible]の親仁持[illegible]人[illegible]

[illegible]

[illegible]

誹諧塗笠　元禄十年印本　序より桜[illegible]春の[illegible]を花[illegible]

[illegible]

[illegible]

塗笠之古圖

七人比丘尼　寛永十二年印本下之巻ニ所載

延宝年間菱川師宣の繪本にもあり

京童跡追　寛文七年印本一之巻ニ所載是ハ塗笠なるべし

狂歌まねぶくし　寛文十年版本所載是ハ塗笠のかたちにあらずして一代男等ニ是を用ひたる拭ものなり

尾花　所載　かるくしたる塗笠と

いとゝハ麦わら

○塗笠のかたちハ伊勢物語寛文の比版行ニふきうみ物語ニ別て乐首物語ニいへる むくり帽子なるべし

古製淺塗笠之圖

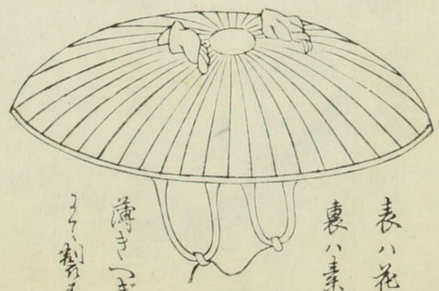

表ハ花塗
裏ハ素塗

藺きしつぎ板
ちく割なり

きみの絵を
国のこゝろを
よりかゝし
うくもむを
なり

○寛文図をしハ元禄年間いとゝ人形の笠なり是ハ塗笠なるべし寛文中まて書ハ流行せしハ減金の張を打て絵をよゝ引とゝ元禄の比より流行せしハ図ハ如く絵を引をしたり其禮ハ元禄十一年印行ゝ冊子ニ「おちゝぬりゝ紫の絵をつけて云」とゝいひ又同し比作ゝ「風流笠の淀ゝ」ゝも御形塗笠ニ付ゝ元禄の絵云」とゝもおちゝ云あちゝ今大津追分ゝ売ゝ

大津繪といふものは安土桃山の時代にはじまりて漆塗りにしたる繪なり真笠の繪をかゝ[illegible]引き[illegible]たる繪なり馬[illegible]

[illegible]是元禄年間の繪風なり[illegible]森川許六風俗文選宝永二年印本四之巻曰茅舎に宿りて[illegible]

実[illegible]かつて俳諧[illegible]

漆塗りは金八紙まで[illegible]の繪やうかきうるものを[illegible]

編笠之古圖

京童 明暦四年印本所載

伊勢編笠と[illegible]は是なり

伊勢編笠の

区別を[illegible]

寛文十一年印本家内車藏所載

是玉ふちとつる編かさなり[illegible]

玉ふちとつは白草

[illegible]

[illegible]

下の三種は江戸の[illegible]

○元禄の末宝永[illegible]

あり是八分[illegible]

天和四年印行菱川師宣の繪本に所載[illegible]

笠[illegible]延宝の[illegible]より天和[illegible]

但し女[illegible]中[illegible]女[illegible]笠[illegible]

葛笠菅笠の変

一代男 天和二年印本巻之四に曰「上巻に水薬子の白服上に紫絞りて青海波の紋所に銀よりの[illegible]ぬきの[illegible]の[illegible]筆に菊花[illegible]の[illegible]を入春明[illegible]を入[illegible]吉絲法の[illegible]の[illegible]なり鬢に水引をかけて男[illegible]の奇特にゆまつに着て[illegible]の白き[illegible]本地に葛笠に白紙[illegible]結[illegible]」とあり

俗つれ〴〵 元禄八年印本四に巻に曰「老[illegible]に當世[illegible]筋[illegible]に[illegible]眼さ[illegible]細[illegible]に[illegible]耳[illegible]に[illegible]に[illegible]に

花見の屏風より
雲くゝり縫

宮川長春画
山積園所藏

○葛笠は古事を得させいろゐる形まちまちに東武ゐは此かさは流行せしゆゑ世間
笠は元禄六年より宝永の中頃まで多く流行せ
○宝永正徳年間より流行の加賀笠よりは掛流の
行深の小袖ゐよりは大幅の絹帯一筋本綿足袋浅黄の帽子剃髪加賀笠ゐは二日酔
云ふ」まる色縮緬享保三年印本巻之三に「ゆくとうなる仕出し吾文の黒縮緬浅黄の下着浴りまるゐ
帯絞りの結ひ加賀笠に紫縮緬の人の帽子を云ふ」享保十九年著述明和の比書る「加賀笠中興延享年中以後紗笠もまるゐて
加賀笠ゐるは中宗度なり云ふ」とあまるゐなり

綿帽子之変

綿帽子は老女の寒風を凌ぐとて頭に頂ゐ若き女のかつぎ変ゐは延享の始寛文の末
男女共俗一変ゐより新ゐ変ゐ和中四又黄は若き女は浅黄ゐ延享の始寛文の末

崑山集 慶安四年撰 明暦二年刊 鶴冠井合德

紫ゐ[illegible]

山田誹諧 慶安三年印本 松田利清撰 前句略

神かもむ若ゐ[illegible]

山下水 残本ゐ印行の年号不詳 按ずる寛文中なるべし

花ゐ[illegible]

山の井 ゐもゐ

山句正保中の作ゐ正保は

良保

茶物語 明和中

振袖ゐ帯ゐ

花扇

綿帽子之古圖

寛文七年印本
京もの免 呼載

○中年の女なり

白綿なる拭やうの物をかけ[illegible]なり

享保五年印本
日本永代藏 呼載

○是をうるき綿とも

同書呼載
是を
九綿とも

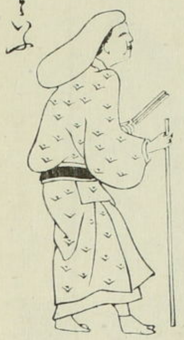

予藏する宮川長春の四季遊び雪も是なるべし 綿帽子を雪きて唯黄昇をいろとりたり○伊勢國名苔筆子綿といつべ是なるべし

和国百女 呼載

山積園所藏ハ宮川長春の畫なる
隅田川舟遊の屏風ニ呼載

ぬけ参り 宝永二年印本
伊勢國女撰

大坂文流点の冠句ニ
「ぬつてくれ」顔もまく綿かうし
冠

近松門左衛門作
院本
傾城蛙合戦ニ
折もこの綿のもこ更ぬふ為ふも綿の
ほうかぶりなり

物類称呼 四之巻 十四丁 腰巾の解ニ細書して云
江戸にて細くいへハ綿かうし なり 象物塚
まて古金綿ともいふ
○古金綿のことハ万金産業録にもつくとも

奇特頭巾之古図

独言に曰婦女外出するに昔はきまりて黒き絹にて頭面をはくしに目をかりをはくしてくるる云々

黒素絹或は黒縮緬にあるべし絹にて造るべきなり

尚奇特頭巾の変は幸蔵紫の一本雁州商走むらし物語兼好一代記おもえ えらい人感そ

家内壺蔵 寛文十一年印本

續空栗 貞享中印本 室井其角撰

花の家うやあてかろ八重ゝ咲 元禄

月ばうききまゝ以中の浮世の事 其角

○右のあけたる九綿宝永以後一変せしあるべし

或は引まゝ絹伊勢に見るは九綿の変せしなるべし

此をのゝ所見なり

○手細綿に以帽子は江戸より始まりその板上方より出板せしなるべし

一代男 所載 貞享二年冊子に挿図あり

日本永代蔵 貞享五年印本 所載

○宴ふ挙なる帽子はいろあるべし

各板詳なり

○宝永年間の古画に

見えたり藍縞石

雌黄にて色あり

元禄五年印本

世間胸算用に所載

貞享五年印本

日本永代蔵に所載

女用訓蒙図彙に所載

其角文集

類柑子 及 **万金産業袋**に見えたる法にて

帽子はいろいろの板

○沢山なるは貞享元禄の

ころを盛

帽子とも以

園扇曽我座敷狂言 元禄十四年印本京の寒素祇園そぢきうしれ女の品定をする上略「山王の
ミ母ゝの家を東の匂ひと申ばかり女ハ浅黄八丈上ハ黄八丈の□ゝ家ゝのいたくゝ白くゝ
なる雛ちり名人のふるまひをしらぬ者ハ浅黄縞よ
母ゝ者せきゝ中略水本帽子をかぶりて云」とあるもてはやされを云

軸帽子之図
十七図 享保八年印本
半時庵淡々撰

前句曽
挑灯て
軸帽子
立る
ほのゝ
露沾

常磐草 享保十七年印本呼載

○御前独狂言 宝永二年印本 花洛西鶴作五之巻曰「堂の様ハ雨やとり八四ゝ人連の女ゝ人ゝおりゝ十七八乃振袖
紬ちゝゝふ墨絵の山水狩野求此筆勢をはゝ黄繻子ゝ萩の縫葉紬ゝ中ハ八重菊の乱ゝふき
ちゝゝきを思ひ〻〻袖ゝとゝせて中の上ゝ自ゝ愛ゝ新ゝ世ゝ」ゝ上帽子ゝ〻ゝ〻ゝ軸
ほゝゝの支

図のゝ軸帽子ハ中ゝ上
引ゝふゝふゝ上帽子ゝ
人もゝ中ゝゝ

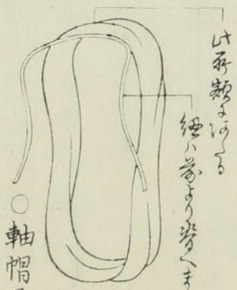

○軸帽子全図

右ゝ挙たゝ図ハ中ゝ老女ゝ者きゝ〻ゝ母のかゝるをゝ〻ゝ〻ゝ話ゝ〻ゝ〻ゝ
さて国人の日ハ帽子ゝ〻ゝ〻ゝ縫ゝ人ゝ〻ゝ仕ゝ〻ゝ春秋ゝ〻ゝ裏むきハ紬ゝ〻ゝ中年ゝ〻ゝ
水ゝ〻ゝ中ゝ女ハ桃色おりゝ〻ゝ

振袖之支

女の振袖者ハきゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ
又袖をゝ〻ゝ人「三」ゝ上ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ

松の葉 元禄十六年印本 巻之三ゝ門ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ唱歌ゝ〻ゝ「ゝ人ゝだゝ〻ゝ〻ゝ
寛文年印本 十八巻ゝ

真方ハ 新続犬筑波集 萬治三年撰

だんだんふるき　わたくしの袖は長き」といふ義なり明らかなり　六尺袖といふは奇特考に一尺五寸の振袖なり一尺五寸四方合せて六尺なるべしいひ伝雑考に八重垣昇六尺といふは長の袖を似るとなり号して六尺袖といふ

独言に曰「上代男女の衣服昔八極て貴賤あるべき男子も女子も十四五歳すて上長き袖をきるる昔八緑尺の一尺七八寸を極とせしる真言の法より二尺斗りなりなるより中くやくまもくなくなりてをれば二尺四方寸なりぬるなるべし」

身持談義享保廿年印本江島茂知作　年の祝八十五位今ゝ盛の振袖多紋かつき器水彩子の小巻中八ゆかれ織紋上ゝの八帯子入の当世深ゝ小袖二尺五寸の大振袖を」

御身拭物語呼載　享保十年印本岡本文弥正本　「我若ゝ時世ゝ古風ゝ振袖ゝ風流ゝ今時三尺ゝ長き大振袖緋縮緬の表絵ゝ時花世界ゝ」

世話問答呼載　万治二年印本　「宝暦二年三尺ゝ長き二尺八九寸ゝ」

独言の説　「毋親容氣」宝暦二年印本　「寒ゝ老女已ゝ若ゝ」

振袖之古圖

二尺袖ゝ云ハ長ゝ

六尺袖ゝ云ハ長ゝ

俗徒然　元禄八年印本　巻ゝ四十九丁オ　呼載

元禄年間の風姿時ゝ　寄ゝ　紙帯ゝ　鉛ゝ　ゝを四方ゝ　ゝるとの　ゝも　家の　ゝ　かぎるなめなり　威儀の正ゝ　ゝ　ゝ　

發句百入集 に所載刻
摂の年号を按ずるに
正徳年間なるべし
信濃國松本の住南
鳴といふる人なり小倉
百句あり

縫箔金糸縫の小袖の変

寛文の頃まで縫箔の衣裳を用ゐる者多し寛文の末延宝の始め金糸縫ひ割出して縫箔の衣
裳に変りしと 女鏡秘傳抄 此書のこと上巻小袖の項に挿振の変といふる章に曰「小袖名目は古人の用ひしの
ものなるを今は又箔ものの糊付きたるを用ひ又箔ものの糊付きたるを用ひ又箔ものの糊付きたるを用ひ
云」以上撮要 ものの糊付きたるを用ひ又箔ものの糊付きたるを用ひ

縫箔之圖

地黒縫糸萌黄、紅、黄、茶、淡萌黄、樺茶、筋金箔、大紋同金、鹿子白、

○歌仙發句　天和三年印本竹山重栄と云つる人の独吟なる「そてたゝ色ゝ金箔とりまぜ袖の梅」の発句を「縫をぬつゝし地合よき絹」と詠ずるこゝ金糸乃名はなくつる始之但金糸は金箔を切りて糸にまぜ糸を芯不知也

○新撰恩記　宝永五年印本白梅園鶯水作「五之巻云「花後の河内き白云ゝ昔おりえつる法華ちいきゝ結び大撫振の金糸入くる法華結毋ゝきまて大き物よ志ゝる」と云つる是延宝姫法華の古ゝくゝ結ぶ

又内後かゝ　宝永七年撰八文字自笑二之巻云「四世撫振の衣裳を今名て地黒の紅葉なり」と縫入有る龍田と云大文字を金糸にて縫ふ也白金襴の帯を浪結ひ鶯も名所田を示めすして御新振の鶯を刺くりを島甲きゝ中ゝ類を尾形ほつゝり蒔絵の本振さして云」と云つる是延宝の比の振なるべし

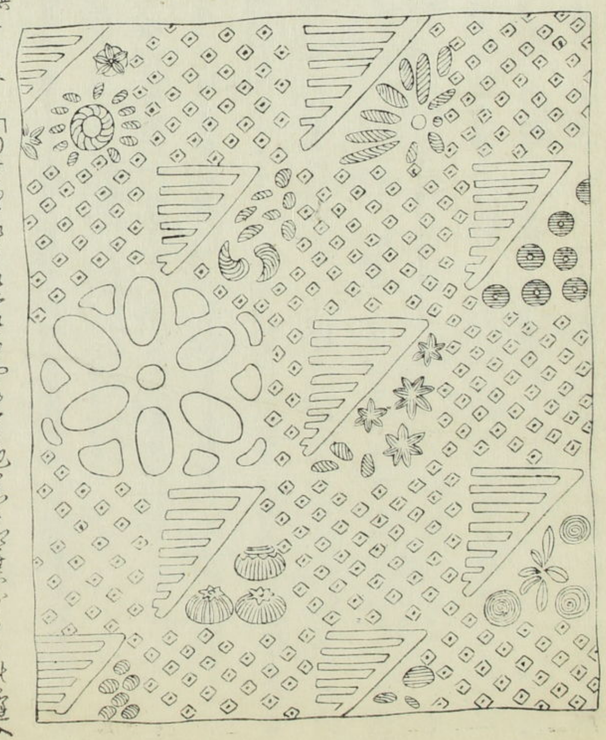

是等ゝ金糸縫の紀原なるべし考へ

裲襠之図

ゝ中ゝ昔の小袖の降振なゝ昔ハ振袖なる人身なりをかゝ入て考へるべし裲襠と

ゝ安用初蒙図彙ゝ世間物算用ゝ

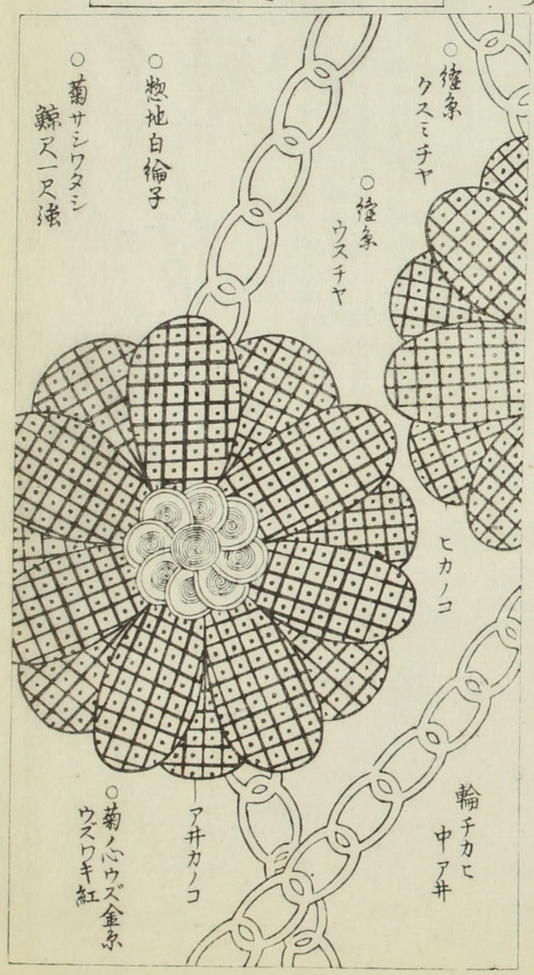

前ふ茶なる金糸めしの小裂ハ今ゝ住む街の素迦山阿弥陀寺の幡ゝ付くるところゝゝの諸國ひゝ形と同物なるべし

諸國雜形呼載圖

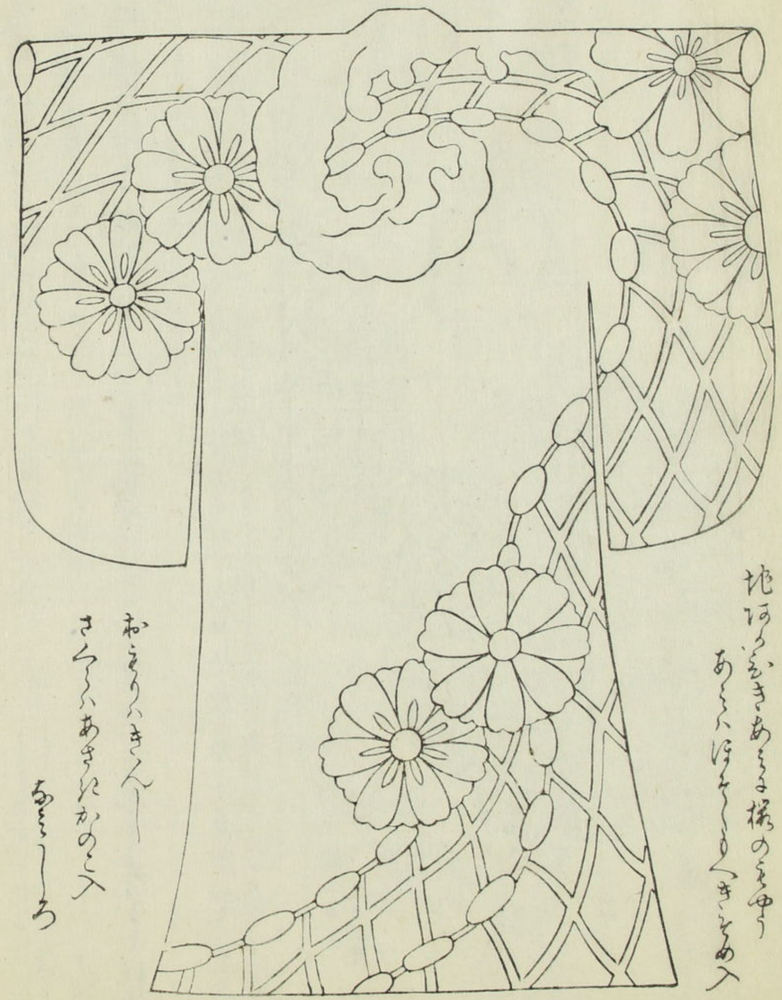

地ほうきあそばせ
あくまほうきあそばせ

おそりハきんゝ
さくらハあきれかのこ入
あそこゝろ

女合羽之図

兩合羽今云時雨利ちり 女の兒用之図 昔ハ句 娘容氣 享保中の言一の巻ものに「近き比ハ武家方の女中さへ合羽を用ゆ」と云ども武家より発始 拙者ゝ〜 元禄十六年印本 名取川 推本考察の為白牛記 名羽の事を添そう

日傘之図

日かゝ傘ゝ也 昔ハ小児の外さしたる事なきものゝ 皆おゝ〜 正徳享保の頃より儒者ゝ医師ゝ用ひしものゝ 女ゝ用ゆ 絵ゝ有り 宝暦或ハ明和の頃より始る

煙草之図

娘ゝ氣 享保中の作ゝ云 昔ハ女ゝ煙草ゝ吹ゝ 怪ゝ事ゝ 近ゝ頃ゝ 女ゝ 精進ゝ 稚ゝ云 ゝ 設年ゝ 享保ゝ 元文元年ゝ

帯之図

昔ハ女の帯ハ今世の男子の帯よりも長く 女鏡秘傳抄 寛永年間印本 云 帯ハ広く巻きもせず 結ぶ時の法 ゝ 横ゝ 結ゝ 二寸ゝ 結ゝ 結ゝ 結

[illegible]

[illegible]

[illegible]

帯之古圖

慶長元和の古画なり時代は考
別なり
髪をみしかくきりて[illegible]曲を結ひ
あれ〻遊女体なり〻〻男の如く
ふき分のおしを名古屋帯といふ
男たて遊女ゐいが女なり〻〻

○九条〻の撥拍子なるものなり

[illegible]筑波集 寛永十五年摂

絃の聖は稼の森千九法〻〻

原紙
竪曲尺三尺
横二尺五寸

好間彦弥蔵

竹山錦図

美人〻〻

萬治二年印本所載

第二寸五分
三寸〻〻〻
是なり

○図のめ〻明暦万治
寛文は比衣服のあきいと短〻

歌仙集 天和三年印本

前句　はるとよ花咲るふるを古市所り　重葉
附句　小神ゆとそのこ〻かきくなる　花菊

○もつて若い男の帯はこゝせまくみ〻きこの為結ひ様を差別なり〻〻延宝のほうれろく
長〻なりたるゝあさ〻の結ひ様も新〻なり

○近代世変遷る女の帯は明暦万治のほうより新る京縮園清水多氏第五女系統氏あ[illegible]時
帯のこけたるを結ひて〻〻ゐるまるそいよ西ちく帯をこけ〻むすびて〻〻ゐるまゝよく結仕〻〻ゐ〻〻〻

大和耕作繪抄 上々

巻之五所載印行の年
号なし岩菫集〻
元禄なり〻〻〻〻

絵一幅帯の
体なり

二人くらけてゝつなぐ嶋原傾城或々
茅屋迄女茅屋てむすこ〳〵」とあれども
女の前髪ばかりあれば茅なり明暦八
年より百八十二年のむかしなれば
武家方ハ昔より茅屋ふきなれ和

誹諧塗笠 元禄十年印本 武村万海点の冠句ま
「きてまつて」武士ハ妻まて浪茅や
いつる句もくゆるなり
○かるく結の図 東様集 天和四年印本所載

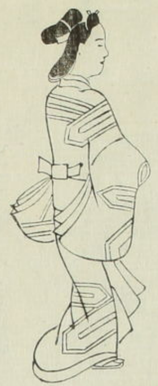

諸国万句 兼應元年印本

前句 かるくきゝ姫男きて手をつゝき 立圃
附句 茅のむすびいゝも土ぶくゝ 子春

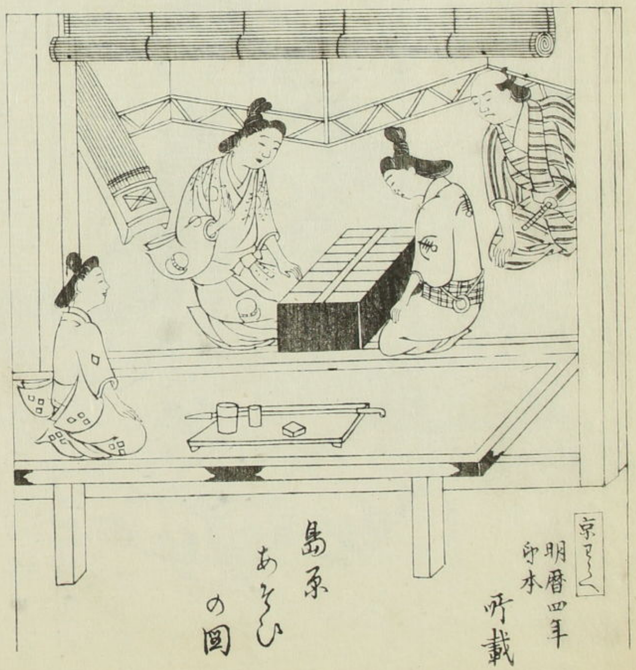

京ゝ〳〵 明暦四年印本 所載

嶋原あそびの図

延宝の末比上村吉弥といふる茶屋女者帽廣く大長なる茅を唐犬の耳なるやうに結ひ且其前を
紅の紐を八ツを結ぶ始めより其流行して都鄙ともに流行ちと古雲ふるし

世間用心記 四ゝ巻ゝ云
絵かつきゝ島ま巻ゝ先端の
小西彩りの八文字黄一
てんと白ゝ地あるまを三人の
櫻元わくさゝ
宝永縮めゝ流つき結ぶの志ん
ゝ中幅の黒廣ま
水本結ひ
ゝ茅ま結ひ
あまりさけ〳〵水本辰ゝ助ゝ
背ゝるきをゝゝめゝたゝゝ
ゝゝをゝゝてゝて所の
安ゝとゝ〳〵変化ゝのゝ云ゝ
図を巻ゝう

姿西百人一首 元禄八年印本
菱川師房画
○吉弥むすび

吉野川 寛保四年印本 柳花堂重信画 下巻所載

是も水本結ひ

○ 焼櫻　元禄五年印本序ハ遊色軒と有　二之巻ハ云「寛活ある人ありひ〳〵のたゞ深八丈郡内ヲき人々人たいのさゞ〳〵ハ
邪ゑ〳〵のとめ神ゆきれふりそて〳〵帯ハ丹前吉弥結い古流当流ちゆ〳〵ほゝけ云」ゑゑ丹前と云ふ
いろふ〳〵結ひさゆゑ洋なゝゑゑ〳〵ハ彼山ゑゑゑの考なり〳〵
○帯ハ帯なる外ハ形結おゝ人ハ結ふゝきむゑゑひ是ハ古事ゑ証を得ゑ者ゑゑ〳〵

貞享元年の冊子ハ此ほあり
明暦より寛文の末
まてハかゝ帯ハ稀なり
如此うゝゑ結ふハ延宝天和貞享の初まゝなり

ゝ〳〵おひ
享保十九年の
事なるゝゝなり
是ハ今の俗ゆかもゝ

日本永代蔵　貞享五年印本所載

○貞享三四年より享保十二年ハ此をかゝ
帯ハのゝゝ帯なゝ結ゝり
○延宝天和貞享中ハ帯ゑり元禄の
ハゝゑ色ハ白も
○帯の如ゝ帯なゝ〳〵ハ東武なり

昔ハ男女とも草履代をゝきゝ〳〵なり殊更女ハ紫草履代をゝ
柏井一正ゑ御諸の発句ゑ「ゑ稼ゝきハ此履代ゑ花の色」
独言ゑ云「帯ゝ〳〵き者の中ゑ慶長元和の比まゝゝゝゝゝ
まゝ往ゝゝゝゝ男ハ此草履ゝゝゝ花乃袴を穿ゝ彼ゝ女ハ紫草履ゝ
ゝゝゝゝゝ云ゝ其の襪ゝゝ如き時まゝ残ゝゝ
一ゝ表十四丁老女ゝ若ゝゝ時の事を云ゝ第ゑ「我ゝゝ
姿をゝゝ嫁取婚姻の時も浅黄ゝゝ〳〵第の紋ゝ
ゑゝ」ゝ行ゝ法印ゝを知ゝ〳〵ゝゝ此履代寛文中慶ゝ

麈取　延宝七年印本

前句　ほゝつゝゝゝ〳〵か　糠なり事
附句　むゝゝゝ〳〵の雲ゝゝゝ

此句寛文の吟ゝゝ〳〵其変ゑ事〳〵

実ゝほゝゝゝゝゝ

○寛文中本綿のうよさしらせものきこゆ法切も是字きこゆ所の足袋ゑり芳ハこの如くさしたる
ものなり絹たゝ絹をハ真葉ばかり部ゆしをはれ掛よ名くこゝ

女用訓蒙図彙所載

京雀所載

古製の足袋ハ図ゆこゝ開いとなり　東海道名所記　刊行の年号なし寛文始れこの成つ一六之巻部島原まをこゝ此の
夏をいつる巻中「當世のはこゝ僕ゆはこゝ僕ゆ僕こゝ立餐つ鞠毛巾巻ゑ鷺敬の蔭枝を
持たゝをいゝ事ゝハ好尚雑録園夜翻巻ヨ云はきこゝくの草履抜を
ゆ山ハ馬場馬場の夏雑録下之巻島原古男の考まゑゝ　よさしめりて小袖の裏裾のかゝゑをはこゝ敵足袋ゑ開のた
ゑ巻をなゝ編笠引こゝて門よ立いる云」敵たしゆ敵のたゝをゝ
「敵さしは足袋ゑ同絞ゝ仕立とあゝも長きゝ夏巻なゝ高ありさ好き華ゑも沖を布絞ゝもあれ夏の
ゝゝ開いゝ夏ゝゝ人夏ゝ巻ゝ

蘭金剛々夏

尻切師　喜介ゝゝ藁藁
をゝつゝゝ草ハ緒をつ
けゝハ絹のかゝをゝ
ゝ女の奥なり

尻切

女用訓蒙図彙

尻切師

人倫訓蒙図彙所載

かゝ言　慶安三年印本四之巻「草履を」ゝゝゝ中ゝゝ
ゝ人ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ金剛ゝゝゝゝゝ
誰ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

昔はさゝ緒の草履淺黄緒の丹前雪駄なども西宝暦年中まゝ絡袴なども用ひ来れいらく絡ちゝ幸なるゝを明和の比より次第に奢を英好まりて裏絡ゝ之ゝ鼻緒ゝ之ゝ天鵞絨の縁取ゝいつゝおのゝ造り出ぬゝ寛政比ゝゝ

○[かゝ言]ゝ云雪駄せきゝゝゝゝゝいつゝ苦ゝかまきせつゝなりゝゝ其ゝ立て河ゝ是ゝ赤ゝ茶ゝ白ゝ黒ゝ紫ゝ柳ゝ鼠ゝ茶ゝ鼠ゝ茶ゝ鼠ゝ茶

表櫛嚢

雍州府志 七之巻土産門曰凡裁唐織而縫大小嚢以緒括諸物出入之口又別赤色組緒自嚢口四隅垂四方是為飾故謂上櫛嚢是亦婦人嫁娶時其大者盛衣服二三領其小者盛簪櫛剃刀剪刀股等雑細之物又赴他方時輿中携之甚為有便云々

筒守御伽女子

同書曰筒守倭俗竹筒尺許截之内盛禁厭之靈符以唐織緒巻裹之両端以金造環自左右著紅緒自両端釣之兒女他行則必懸乗輿前是為避邪祟也元出自城殿所製之天兒者也中畧天兒一尺許竹筒上以白絹造偶人首建之於尺餘竹筒頭又別以尺許竹筒横首下是為肩必置小兒之枕頭若有邪祟則代小兒為使觸斯偶人也或又以白絹造人形内充糟糠外施白粉是謂御伽女子倭俗陪従左右而交語謂御伽相伴之義也此偶人元造大小女子之形始称女子人形今畧人形字而言之云々宮中之中古之物忌守也〻〻物忌守也〻〻宮中之中古之物忌守也〻〻

首より緒を両端よりつけて物忌守也〻〻女子人形天兒の畧製也〻〻天兒者

いとけなきものをいふなり

廣中日記 に云ふ かけそめしの夏といふ時よりせまとかの人参〻ほとほとに物忌守地廿八まで紅梅の類めいほとほとに地〻〻ものとりてよう赤地いまゝ備たくかくそなたゝ

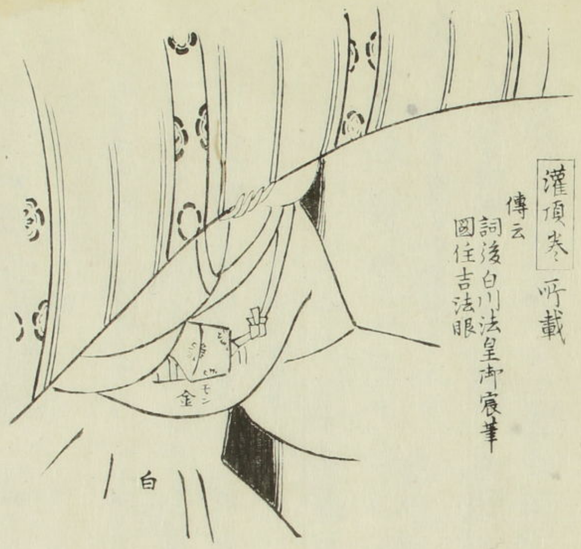

灌頂巻 所載

傳云 詞後白川法皇御寝筆 図住吉法眼

○古き繪巻あるに物忌守けなる使あるまゝ〻〻〻〻女おとこ思ふよりかの玄恵法印の作〻〻云

秋の夜の長物語 に 梅若九勢因て分ものなみたを陸奥の夏草ほの考〻

職人歌仙 所載

胸守

圓光大師繪詞 巻之四所載

胸守

御伽婢

[女訓蒙圖彙] 一之巻所載

雍州府志に大小母子とゝ[illegible]是なり[illegible]

宮參り髮型の象は巻[illegible]

[illegible]

[illegible]

是古製

天児の古製[illegible]

[illegible]先年[illegible]婦人の[illegible]

○[毛吹草] 寛永十五年撰 四之巻諸國土産の部に近江國云々水口矢根烟管籠履葛籠笠菅宮菅笠云々

○[同書] 摂津国云々安立町カモン津村本綿織筆同織足袋綿タヒノ如クニヲルヒ雪踏云々京師名物云々

寛文年間より此方の産なり

有り夢たる諸國土産八後の[諸國案内][國花万葉記][日本康子][三才図會][諸覽物三合集覽]等

[illegible]毛吹草のまゝなり

明治廿八年六月廿五日印刷
仝　年六月廿八日發行

故人生川春明著

發行者　日本橋區葺屋町六番地　吾妻健三郎

印刷者　神田區通新石町三番地　吾妻健成

發賣所　日本橋區葺屋町六番地　東陽堂　電話四百八十七番

神田區通新石町三番地　仝支店　電話九百七十番